

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 25 年度
計画更新年度	平成 28 年度 (2 期目)
計画更新年度	令和元年度 (3 期目)
計画更新年度	令和 4 年度 (4 期目)
計画主体	秋田県大仙市

大仙市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大仙市農林部農林整備課
所在地 秋田県大仙市大曲花園町 1 番 1 号
電話番号 0187-63-1111
F A X 番号 0187-62-9388
メールアドレス seibi@city.daisen.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【大型獣】	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル
	【中型獣】	アナグマ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キツネ
	【鳥類】	カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） ウソ、カワウ
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度	
対象地域	秋田県大仙市	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類		被害の現状	
		品目	被害数値
大型獣	ツキノワグマ	デントコーン	15.30a（ 71 千円）
		スモモ	2.00a（ 5 千円）
		小計	76 千円
	イノシシ	水稻	0.60a（ 9 千円）
	ニホンジカ	—	—
ニホンザル	—	—	
中型獣	アナグマ	—	—
	ハクビシン	イチゴ	0.40a（ 28 千円）
	アライグマ	—	—
	タヌキ	スイカ	0.20a（ 10 千円）
		キュウリ	0.20a（ 45 千円）
小計	55 千円		
キツネ	—	—	
鳥類	カラス類	アスパラ	0.50a（ 17 千円）
	ウソ	桜	55.00a（ 0 千円）
	カワウ	アユ等	※1
合計			74.20a（ 185 千円）

※1 定性的・定量的に被害が確認されていないため、未設定

(2) 被害の傾向

【大型獣】

・ツキノワグマ

農作物への被害や人身被害が懸念される。協和、神岡地域の他、市内各地域で目撃されており、これまで水稻、デントコーン等に対する食害や踏み潰しによる被害の報告を受けている。

また、人身被害も発生しており令和4年度は1件だった。

・イノシシ

県内での目撃情報が増加傾向であり、市内では中仙、太田地域で目撃されている。ジャガイモや水稻への被害の他、畦の掘り起こしやぬた場といったイノシシ出没の痕跡が確認され、農作物への被害の増加が懸念される。

・ニホンジカ

県内での目撃情報が増加傾向であり、市内では中仙地域で目撃されている。目撃情報の増加とともに農作物への被害が懸念される。

・ニホンザル

農作物への被害及び人身被害が懸念される。市内では中仙、太田地域で目撃されている。

【中型獣】

・アナグマ

水稻の踏み倒しや畦の掘り返しの被害が報告されている。土の中や田に潜んでいることがあり、コンバインとの接触による、農業機械の破損等影響も懸念されている。大曲地域での目撃が多く、駆除についての相談が寄せられている。

・ハクビシン

市内各地域で目撃されており、畑の野菜の他、ハウスの中に侵入しイチゴへの被害が報告されている。また、家屋の天井裏に潜むこともあり、騒音や糞による悪臭、家屋の劣化といった被害が懸念される。

・アライグマ

農作物への被害が懸念される。過去に中仙、太田地域の近隣地域で被害の報告を受けたことがあり、市内での被害の拡大が懸念される。

・タヌキ

農作物や畜舎への被害が懸念される。大曲、仙北地域でスイカやキュウリの食害が確認されており、市内での被害の拡大が懸念される。

・キツネ

農作物や畜舎への被害が懸念される。被害額としては計上されていないものの、各地域で被害が確認されており、今後、市内での被害の拡大が懸念される

【鳥類】

・カラス類

農作物への被害が懸念される。特に、大曲、仙北、中仙地域では毎年ナス、トマト等野菜に食害が見られる。また、集団で市街地へ飛来する様子も見られ、糞害等による衛生環境の悪化が懸念される。

・ウソ

公園、広場等の樹木に対する被害が懸念される。特に神岡、中仙地域においては12月下旬から3月中旬に、桜等の樹木の芽に食害が見られる。

・カワウ

調査の結果、雄物川や玉川でアユの被害が大きいことが分かった。県内においてコロニーの数が増加傾向にある。大仙市では西仙北地域において確認されており、被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)	
大型獣	ツキノワグマ	デントコソ	15.30a (71千円)	
		スモモ	2.00a (5千円)	
		小計	76千円	
	イノシシ	水稻	0.60a (9千円)	0.52a (8千円)
	ニホンジカ	—	0.00a (0千円)	0.00a (0千円)
	ニホンザル	—	0.00a (0千円)	0.00a (0千円)
中型獣	アナグマ	—	0.00a (0千円)	0.00a (0千円)
	ハクビシン	イチゴ	0.40a (28千円)	0.34a (26千円)
	アライグマ	—	0.00a (0千円)	0.00a (0千円)
	タヌキ	スイカ	0.20a (10千円)	0.17a (9千円)
		キュウリ	0.20a (45千円)	0.17a (39千円)
		小計	55千円	48千円
キツネ	—	0.00a (0千円)	0.00a (0千円)	
鳥類	カラス類	アスパラ	0.50a (17千円)	0.43a (15千円)
	ウソ	桜	55.00a (0千円)	49.50a (0千円)
	カワウ	アユ等	— ※1	— ※1
合計		74.20a (185千円)	66.17a (163千円)	

※1 定性的・定量的に被害が確認されていないため、未設定

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>大仙市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による捕獲活動の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（有害）鳥獣捕獲許可に基づき、市長からの指示によって行う。 ・対象鳥獣に応じて適切な銃器、箱わな（檻）及びくくりわなによる方法で実施する。 <p>ツキノワグマ出没の際など必要に応じて、広報車での巡回及び広報やチラシ、看板等による注意喚起を実施する。</p>	<p>実施隊の体制について、隊員の高齢化が顕著であり、担い手の確保、育成が必要である。また、住民からの通報に対して即時対応できる体制が必要である。</p> <p>箱わな及び銃器等により実施しているが、わなを警戒し入らない場合も見られるため、わなの改良、設置箇所、誘引物等の検討が必要となる。</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、狩猟者の捕獲に関する知識と経験が不足している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気柵や忌避杭について、土地所有者や施設管理者へ情報提供し、自主防除の意識向上を促している。</p> <p>ツキノワグマが出没した公園に、忌避杭を試験的に設置した。</p>	<p>電気柵や忌避杭は、広範囲にわたる設置が必要な場合が多く、初期費用の他、持続的な維持管理についても、財政的負担が大きい。特に個人への設置助成は、困難である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>関係機関と連携、情報共有し、ツキノワグマの出没や被害を抑制できるよう緩衝帯を整備していく。</p> <p>「大仙市ツキノワグマ市街地等出没マニュアル」を活用し、随時訓練を行う。</p> <p>鳥獣による農作物被害の発生について確認するため、状況調査を実施する。</p>	<p>整備した緩衝帯を維持していく体制が必要である。地域住民の自主防衛の意識向上が必要である。</p> <p>訓練後のフィードバックを実施し、必要に応じてマニュアルを改正していく必要がある。</p> <p>ツキノワグマだけでなく、イノシシや中型獣による被害や駆除の相談も増加している。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>【大型獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> 農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。 ・ イノシシ <ul style="list-style-type: none"> 農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、
--

更新を行い効率的な活動実施に努める。

・ニホンジカ

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

・ニホンザル

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

※ 錯誤捕獲については、発生しないよう十分注意のうえで捕獲活動を行うが、万が一発生した場合は、関係機関と情報共有、連携のうえ最も安全かつ適切と考えられる対応をとる。

【中型獣】

・アナグマ

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

・ハクビシン

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

・アライグマ

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

・タヌキ

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

・キツネ

農地・人家周辺に出没する加害個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲機材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

※ 中型獣による農作物等への被害は、目撃情報や写真等で鳥獣の特定に努め、箱わなの設置場所を工夫するなど、できる限り錯誤捕獲が発生しないよう努める。

【鳥類】

・カラス類

農地、人家周辺等に飛来し、農作物に被害を及ぼす群れを対象として、銃器による捕獲や追い払い、忌避資材等の設置を行い、被害防止に努める。

・ウソ

公園、広場等の樹木に飛来し桜の花芽等に被害を及ぼす群れを対象として、銃器による捕獲や追い払い、忌避資材等の設置を行い、被害防止に努める。

・カワウ

有用魚種を食害する群れを対象とし、関連団体と連携を図る。必要に応じて銃器による捕獲や追い払いを行い、被害防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年4月に大仙市鳥獣被害対策実施隊を設置した。

隊員は、市内の猟友会員から対象鳥獣の捕獲等に積極的に従事するものとして市長が任命し、(有害)鳥獣捕獲許可及び緊急口頭許可に基づき、大仙市の指示により、銃器及び箱わな(檻)くくりわな等による捕獲を実施する。また、隊員の捕獲活動への出役状況については、大仙市及び大仙市鳥獣被害対策協議会に報告する。

ツキノワグマの捕獲に当たっては、捕獲に従事する者の事故防止のため、ライフル銃を使用できる隊員については所持・携帯させ、周囲の安全性を確認したうえで捕獲を行う。

ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応及び関係機関と情報共有できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～7年度	ツキノワグマ	関係機関と連携し、被害状況の把握に努める。 現有の箱わなによる捕獲を実施する。 イノシシ、ニホンジカについては、くくりわなによる捕獲を実施する。 必要に応じて銃器による捕獲・追い払いを行う。 必要に応じて捕獲機材の導入を実施する。
	イノシシ	
	ニホンジカ	
	ニホンザル	
	アナグマ	
ハクビシン	関係機関と連携し、被害状況の把握に努める。 箱わなによる捕獲を行う。必要に応じて銃器による捕獲・追い払いを行う。 必要に応じて捕獲機材の導入を実施する。	
アライグマ		
タヌキ		
キツネ	関係機関と連携し、被害状況の把握に努める。	
カラス類		

ウソ カワウ	銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲機材の導入を実施する。
-----------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>【大型獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル 農地、畜舎、人家周辺に出没する加害個体を対象として被害防止活動を行い、人身事故、農業被害の防止に努める他、次の鳥獣については、以下の県の計画に基づく捕獲を実施する。 ・ ツキノワグマ 「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」及び「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。 ・ イノシシ 「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」及び「秋田県第二種特定鳥獣計画（第2次イノシシ）」の個体数調整に基づく捕獲とする ・ ニホンジカ 「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」及び「秋田県第二種特定鳥獣計画（第2次ニホンジカ）」の個体数調整に基づく捕獲とする <p>【中型獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アナグマ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・キツネ 農地、畜舎、人家周辺に出没する加害個体を対象として被害防止活動を行い、農業被害の防止に努める。 <p>【鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カラス類、ウソ 農地、人家周辺及び公園、広場に飛来し、農作物や桜の花芽に被害を及ぼす群れを対象として捕獲、追払い、忌避資材の設置を行い、被害防止に努める。例年被害の集中する時期（3ヶ月程度）を捕獲期間とし、1ヶ月あたり50羽を目標に捕獲活動を行う。 ※捕獲計画数はこれまでの捕獲活動実績より算出した。 ・ カワウ 「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」及び「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次カワウ）」の個体群管理に基づく捕獲とする。 有用魚種を食害する群れを対象とし、必要に応じて銃器による捕獲や追払いを行う。関連団体と連携を図りながら被害の把握に努める。
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）」に基づく。		
イノシシ	「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）」に基づく。		
ニホンジカ	「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）」に基づく。		
ニホンザル	農地、人家周辺に出没する加害個体を捕獲する。		
アナグマ ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	農地、畜舎、人家周辺に出没する加害個体を捕獲する。		
カラス類	農地等周辺に出没する加害個体を中心に捕獲する。過去の実績より以下の数量を計画数とする。		
	150羽	150羽	150羽
ウソ	公園や広場等周辺に出没する加害個体を中心に捕獲する。過去の実績より以下の数量を計画数とする。		
	200羽	200羽	200羽
カワウ	「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次カワウ）」に基づく。		

捕獲等の取組内容
<p>【大型獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ 被害状況、目撃情報に応じて、捕獲方法、捕獲場所等を実施隊各支部と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。 ・ イノシシ 被害状況、目撃情報に応じて、捕獲方法、捕獲場所等を実施隊各支部と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。くくりわなによる捕獲も行う。 ・ ニホンジカ 被害状況、目撃情報に応じて、捕獲方法、捕獲場所等を実施隊各支部と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。くくりわなによる捕獲も行う。 ・ ニホンザル 被害状況、目撃情報に応じて、捕獲方法、捕獲場所等を実施隊各支部と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【中型獣】

- ・アナグマ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・キツネ

被害状況、目撃情報に応じて、捕獲方法、捕獲場所等を実施隊各支部と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【鳥類】

- ・カラス類

生息調査を実施し、個体数、ねぐら等の状況を把握した上で、農地、人家周辺等に飛来する群れを対象として、銃器による捕獲、追い払い、忌避資材等の設置を行い、被害防止に努める。

- ・ウソ

生息調査を実施し、個体数、ねぐら等の状況を把握した上で、公園、広場等に飛来し桜の花芽等に被害を及ぼす群れを対象として、銃器による捕獲、追い払い、忌避資材等の設置を行い、被害防止に努める。

- ・カワウ

必要に応じて生息調査を実施し、個体数、ねぐら等の状況を把握する。関連団体や実施隊と連携・協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマ

散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大仙市 全域	ツキノワグマ （人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る） ハクビシン・カラス類

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—

アナグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
アライグマ	—	—	—
タヌキ	—	—	—
キツネ	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～7 年度	【大型獣】 ツキノワグマ	侵入防止柵の設置予定はないが、設置について検討を随時行う。 出没が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集を行う。 必要に応じ、緩衝帯の整備や放任果樹の調査及び除去、出没を想定した訓練を関係機関と連携の上行う。 被害防止対策のための知識の普及、及び意識向上のための啓発活動を行う。
	イノシシ	出没が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集を行う。 被害防止対策のための知識の普及、及び意識向上のための啓発活動を行う。
	ニホンジカ	出没が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集を行う。 被害防止対策のための、知識の普及及び意識向上のための啓発活動を行う。
	ニホンザル	被害防止対策のための、知識の普及及び意識向上のための啓発活動を行う。
	【中型獣】 アナグマ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・キツネ	出没が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集を行う。 被害防止対策のための、知識の普及及び意識向上のための啓発活動を行う。

	<p>【鳥類】 カラス類・ウソ</p> <p>カワウ</p>	<p>アライグマに関する情報を得た場合は、県と情報共有を図り、適切な対策を講じる。</p> <p>飛来が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集を行う。</p> <p>被害防止対策のための、知識の普及及び意識向上のための啓発活動を行う。</p> <p>飛来が想定される時期、場所において、調査活動や情報収集を行う。</p> <p>秋田県カワウ対策協議会に参加し、県内の被害状況を把握のうえ、必要な被害防止対策についての研鑽を高める他、意識向上のための啓発活動を行う。</p>
--	------------------------------------	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
秋田県生活環境部自然保護課	出没地域の現地調査への協力。捕獲体制や方法に対する指導・助言
仙北地域振興局農林部 大仙警察署	鳥獣の捕獲等の許可及び鳥獣被害対策への指導・助言 銃器、火薬の使用に関する指導、監督
秋田おばこ農業協同組合	農作物等への鳥獣被害についての情報提供
秋田県農業共済組合仙北支所	
仙北西森林組合 仙北東森林組合	森林等への鳥獣被害についての情報提供
大仙市鳥獣被害対策実施隊	被害防止計画に基づく被害対策、捕獲活動 装薬銃等を用いた捕獲を直接行う立場から、隊員への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
大仙市農林部農林整備課	鳥獣捕獲等に係る事務及び指導
大仙市教育委員会	学校施設からの情報収集及び情報提供
大仙市健康福祉部 子ども支援課	保育所、認定こども園、放課後児童クラブからの情報収集及び情報提供
社会福祉課	社会福祉施設からの情報収集及び情報提供

(2) 緊急時の連絡体制

別表参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	必要に応じて、既存の民間処理加工施設を活用する。 県や関係各機関からの協力を得ながら、有効な利用についての情報共有を行う。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

市としての処理加工施設整備計画はないが、既存の処理加工施設の活用について関係各機関との情報共有に努める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有効活用できる対象鳥獣の捕獲数が少なく費用対効果の観点から、現時点で取り組むことは困難であるが、関係各機関との情報共有に努めていく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大仙市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
仙北地域振興局農林部	鳥獣の捕獲等の許可及び鳥獣被害対策への指導・助言
大仙警察署	銃器、火薬の使用に関する指導、監督
秋田おばこ農業協同組合	農作物等への鳥獣被害についての情報提供
仙北西森林組合	森林等への鳥獣被害についての情報提供
仙北東森林組合	
大仙市鳥獣被害対策実施隊	被害防止計画に基づく被害対策、捕獲活動
大仙市	鳥獣捕獲等に係る事務及び指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田県生活環境部自然保護課	鳥獣被害対策への指導・助言
仙北漁業協同組合	水産物等への鳥獣被害についての情報提供
仙北中央漁業協同組合	
仙北西部漁業協同組合	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成26年4月に設置。</p> <p>隊員は、大仙市管内の猟友会会員であり適正な捕獲技能を有し、対象鳥獣の捕獲等に積極的に従事するものとして任命している。</p> <p>市内各地域で支部を構成し、地域の捕獲及び被害調査活動に参加する。</p> <p>活動は、被害防止計画に基づく対策活動を実施する。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

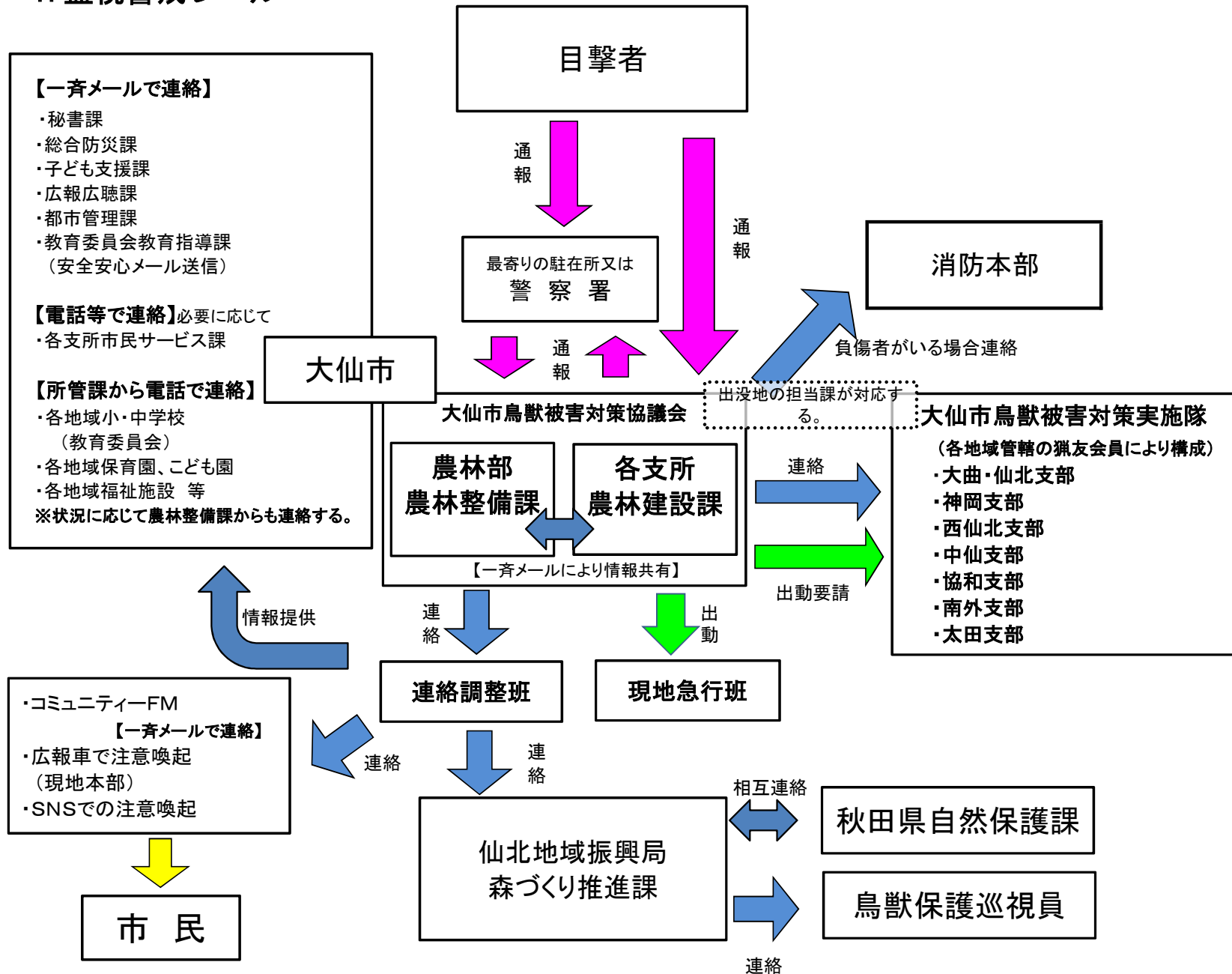
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲や防止対策等に関して、近隣の市町村や関係機関と連携を図る。</p> <p>なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。</p>
--

別表 1

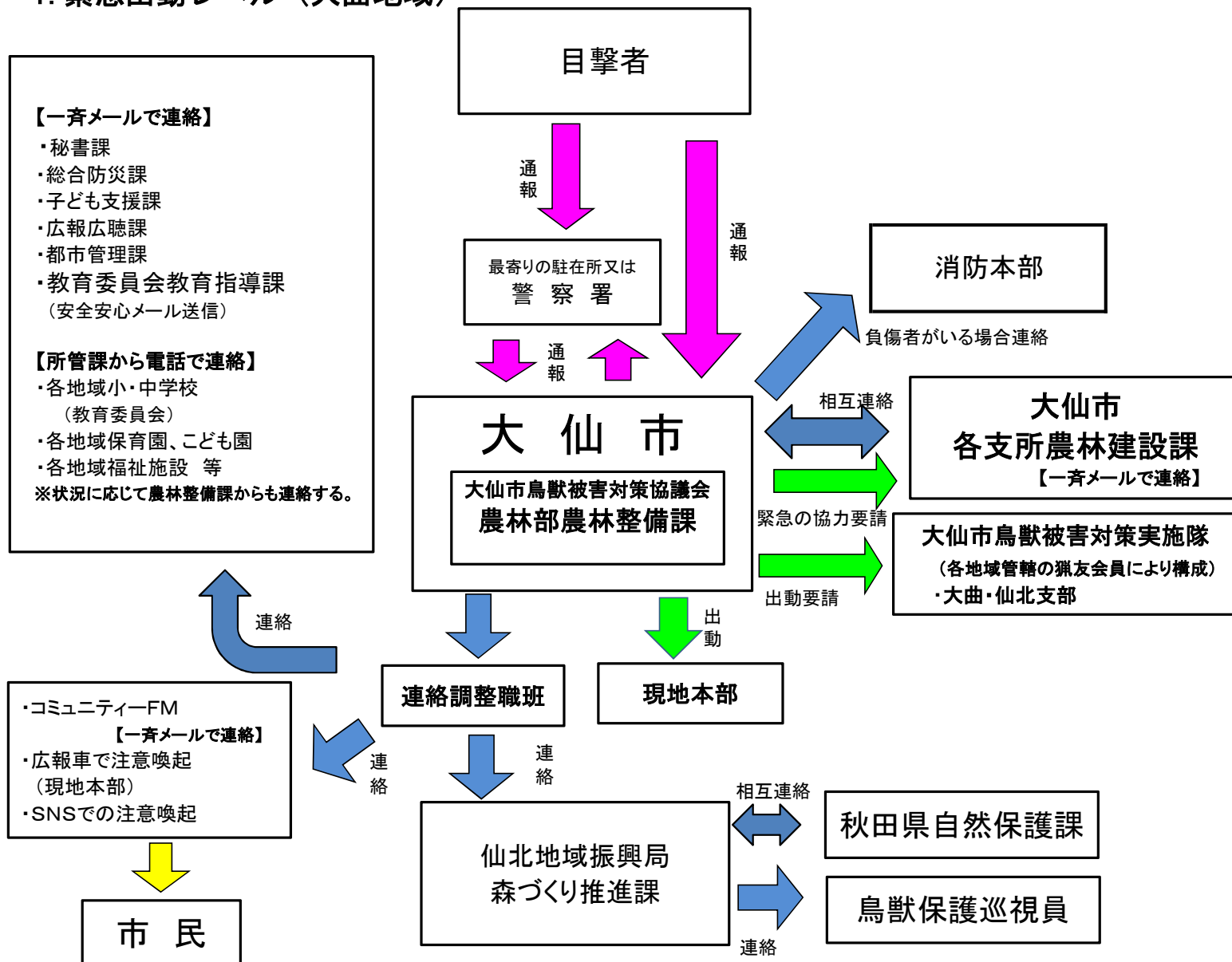
市街地クマ出没時の対応フロー

1. 監視警戒レベル



別表3(2) 市街地クマ出没時の対応フロー

1. 緊急出動レベル (大曲地域)



別表 3 市街地クマ出没時の対応フロー

2. 緊急出動レベル（大曲地域以外）

